改 正 案	現 行
別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第2号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日現在)貸借対照表	年度 (年 月 日現在)貸借対照表
(略)	(略)
Y	A

改 正 案	現 行
別紙様式第 6 号(第25条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第6号(第25条第1項関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日現在)貸借対照表	年度 (年 月 日現在)貸借対照表
(略)	(略)
The state of the content of the	(単位:百万円) A

改正	案				現	行		
別紙様式第8号(第111条第1項関係)		(口+丁类+1++ A A)	別紙様式第8号(第111条	第1項関係)			([★ 丁 ℀ 扫 妆 A _ 4)
第1 事業概況書)	(日本工業規格A4)	第1 事業概況書			(略)	(口	本工業規格A4)
年度 年 月 日から 事	苯 类概況書		年度	年 月 年 月	日から 日まで	事業概況書		
1~14 (略) <u>15</u> 単体自己資本比率の状況			1~14 (略) <u>15</u> 単体自己資本比率のង	<u>犬況</u>				
	信用リスク・アセット算出	手法				信用リスク・アセット算	出手法	
		(単位:百万円)			<u> </u>		(単/	位:百万円)
項目	当期末	前期末	項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
21	経過措置による <u>不算入額</u>	<u>経過措置による</u> <u>不算入額</u>	資本金			他の金融機関の資本調 - 達手段の意図的な保有	<u> </u>	
普通出資等Tier 1 資本に係る基礎項目		,	非累積的永久優先出 資			<u>相当額</u>		
普通出資に係る会員勘定の額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段 及びこれに準ずるも	<u>.</u>	
うち、資本金及び資本剰余金の額			資本準備金			$\frac{\nabla C + 1}{C}$	-	
うち、利益剰余金の額			その他資本剰余金			期限付劣後債務及び 期限付優先出資並び	2	
うち、社外流出予定額(△)			利 益 準 備 金			にこれらに準ずるも	-	
うち、上記以外に該当するものの額			○ ○ 積 立 金			<u> </u>		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			当年度末繰越剰余金			短期劣後債務及びこ れに準ずるもの	-	
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条1項)により			そ の 他					
普通出資等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			合併会員持分		\triangle	非同時決済取引に係る - 控除額及び信用リスク	-	
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額			自己優先出資		\triangle	削減手法として用いる - 保証又はクレジット・	_	
(1)			自己優先出資申込証拠 金			デリバティブの免責額 に係る控除額	<u>[</u>	
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ			その他有価証券の評価 差損	\triangle	\triangle	-		
に係るものを除く。)の額の合計額			営業権相当額	\triangle	\triangle			
うち、のれんに係るものの額			企業結合により計上さ		<u> </u>	┃ ┣ 内部格付手法を採用し		
<u>うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額</u>			れる無形固定資産相当 額	_	_	た場合において期待損失額が適格引当金を上		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			証券化取引により増加 した自己資本に相当す	\triangle	\triangle	- 回る額の50%相当額		
繰延ヘッジ損益の額			る額					
適格引当金不足額			内部格付手法を採用し た場合において期待損	\triangle	\triangle	PD/LGD方式の適 用対象となる株式等エ	<u>i</u>	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			た場合において期付損 失額が適格引当金を上 回る額の50%相当額			クスポージャーの期待 損失額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって						基本的項目からの控除	<u>:</u>	

自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを 除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の <u>額</u>		
少数出資金融機関等の普通出資の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの 額		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの 額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの 額		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの <u>額</u>		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		
その他Tier 1 資本不足額		
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通出資等Tier 1 資本		
普通出資等Tier 1 資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)		
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額		
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手 段の額		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改 正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本		

基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を 有する株式等 海外特別目的会社の 発行する優先出資証			分を除く、自己資本控 除とされる証券化エク スポージャー及び信用 補完機能を持つ I / O ストリップス		
<u>券</u>			控除項目不算入額	\triangle	\triangle
			<u>控 除 項 目 計(E)</u>		
その他有価証券の貸借 対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額 を控除した額の45%相 当額			自己資本額(D-E)(F)		
			<u>資産(オン・バランス)</u> 項目		
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			オフ・バランス取引等 項目		
Z 10 70 H J 18			マーケット・リスク相 当額を8%で除して得 た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リ スク相当額を8%で除		
内部格付手法を採用し た場合において適格引 当金が期待損失額を上			して得た額		
回る額			信用リスク・アセット 調整額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			<u>オペレーショナル・リ</u> スク相当額調整額		
期限付劣後債務及び 期限付優先出資					
補完的項目不算入額	\triangle		<u>リスク・アセット等計</u> (G)		
<u>補 完 的 項 目 (B)</u>					
短期劣後債務					
準補完的項目不算入額		<u> </u>			
準補完的項目(C)			Tier 1 比率(A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
自己資本総額 (A+B +C) (D)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

<u>に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>			
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他Tier1資本に係る調整項目		1	
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額			
少数出資金融機関等その他Tier 1 資本調達手段の額			
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調 整項目の額に算入されるものの額			
Tier 2 資本不足額			
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他Tier 1 資本	 		
その他Tier 1 資本の額((ニ)ー(ホ)) <u>(へ)</u>			
<u>Tier1資本</u>			
<u>Tier 1 資本の額((ハ)+(へ))</u> <u>(ト)</u>			
Tier 2 資本に係る基礎項目			
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額			
<u>Tier 2 資本調達手段に係る負債の額</u>			
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額			
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に 係る基礎項目の額に含まれる額			
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額			
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額			
うち、適格引当金Tier 2 算入額			
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告 示附則第3条第2項)によりTier2資本に係る基礎 項目の額に算入されるものの額			
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)に よりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるも のの額			
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改 正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る 基礎項目の額に算入されるものの額			

<u>Tier 2 資本に係る基礎項目の額</u> <u>(チ)</u>				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本 調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
<u>Tier 2 資本</u>		.		
<u>Tier 2 資本の額((チ)ー(リ))</u> <u>(ヌ)</u>				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) <u>(ル)</u>				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
<u>中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額</u>				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
<u>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</u>				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額				
<u>リスク・アセットの額の合計額</u> <u>(ヲ)</u>				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	<u>%</u>		<u>%</u>	
<u>Tier1比率 ((ト) /(ヲ))</u>	<u>%</u>		<u>%</u>	
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	<u>%</u>		<u>%</u>	

調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額		
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普 通出資に係る調整項目不算入額		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係 る調整項目不算入額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金	に関する事項	
一般貸倒引当金の額		
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第 3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手 法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を 改正する件(平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号)をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される 金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること
- 8 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条 第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替え をいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額 又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載する こと。

(以下略)

(記載上の注意)

- 1 この表には、農林中央金庫法第56条第1号に規定する農林中央金庫がその保有する資産等に照らし 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基 づき算出した数値を記載すること。
- 2 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第 3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、 算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

改正	案				現	行		
別紙様式第9号(第111条第1項関係)			別紙様式第9号(第111条	第1項関係)			/ 🖪 🚽	
第1 事業概況書)	(日本工業規格A4)	第1 事業概況書			(略)	(日 4	本工業規格 A 4)
年度 年 月 日から 事 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	季業概況書		年度	年 月 年 月	日から 日まで	事業概況書		
1~15 (略) <u>16</u> 単体自己資本比率の状況			1~15 (略) <u>16</u> 単体自己資本比率の制	<u> </u>				
	信用リスク・アセット算	出手法				信用リスク・アセット算と	出手法	
		(単位:百万円)			_		_(単位	立:百万円)
項目	当期末	前期末	項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末
TA H	<u>経過措置による</u> <u>不算入額</u>	<u>経過措置による</u> <u>不算入額</u>	<u>資 本 金</u>			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有		
普通出資等Tier 1 資本に係る基礎項目			非累積的永久優先出 資			相当額		
普通出資に係る会員勘定の額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段		
うち、資本金及び資本剰余金の額			資 本 準 備 金			<u>及びこれに準ずるも</u> <u>の</u>		
うち、利益剰余金の額			その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付属生出資益が		
うち、社外流出予定額(△)			利 益 準 備 金			期限付優先出資並びにこれらに準ずるも		
うち、上記以外に該当するものの額			○ ○ 積 立 金			<u>Ø</u>		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			当年度末繰越剰余金			短期劣後債務及びこ れに準ずるもの		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条1項)により			<u>その他</u>					
普通出資等Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			合併 会員 持分	<u> </u>	<u> </u>	非同時決済取引に係る 控除額及び信用リスク		
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額			自己優先出資	<u> </u>		削減手法として用いる保証又はクレジット・		
(<u>/ /)</u>			自己優先出資申込証拠 金			デリバティブの免責額 に係る控除額		
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ			その他有価証券の評価 差損	Δ	\triangle			
に係るものを除く。)の額の合計額			営業権相当額	<u> </u>	<u> </u>			
うち、のれんに係るものの額			企業結合により計上さ	<u> </u>	<u> </u>	内部格付手法を採用し		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ イツに係るもの以外のものの額			れる無形固定資産相当 <u>額</u>			た場合において期待損失額が適格引当金を上		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			証券化取引により増加	\triangle		<u>回る額の50%相当額</u>		
繰延ヘッジ損益の額			した自己資本に相当す <u>る額</u>					
適格引当金不足額			内部格付手法を採用し た場合において期待損	\triangle	\triangle	<u>PD/LGD方式の適</u> 用対象となる株式等エ		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			た場合において期付損 失額が適格引当金を上 回る額の50%相当額			<u>クスポージャーの期待</u> 損失額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって			<u>— — — — — — — — — — — — — — — — — — — </u>			基本的項目からの控除		

自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを 除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の <u>額</u>		
少数出資金融機関等の普通出資の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの 額		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの 額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの 額		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの <u>額</u>		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		
その他Tier 1 資本不足額		
普通出資等Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通出資等Tier 1 資本		
普通出資等Tier 1 資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)		
その他Tier1資本に係る基礎項目		
その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額		
その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手 段の額		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額のうちその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改 正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本		

基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を 有する株式等 海外特別目的会社の 発行する優先出資証			分を除く、自己資本控 除とされる証券化エク スポージャー及び信用 補完機能を持つ I / O ストリップス		
<u>券</u>			控除項目不算入額	\triangle	\triangle
			<u>控 除 項 目 計(E)</u>		
その他有価証券の貸借 対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額 を控除した額の45%相 当額			自己資本額(D-E)(F)		
			<u>資産(オン・バランス)</u> 項目		
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			オフ・バランス取引等 項目		
Z 10 70 H J 18			マーケット・リスク相 当額を8%で除して得 た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リ スク相当額を8%で除		
内部格付手法を採用し た場合において適格引 当金が期待損失額を上			して得た額		
回る額			信用リスク・アセット 調整額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			<u>オペレーショナル・リ</u> スク相当額調整額		
期限付劣後債務及び 期限付優先出資					
補完的項目不算入額	\triangle		<u>リスク・アセット等計</u> (G)		
<u>補 完 的 項 目 (B)</u>					
短期劣後債務					
準補完的項目不算入額		<u> </u>			
準補完的項目(C)			Tier 1 比率(A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
自己資本総額 (A+B +C) (D)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

<u>に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>			
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他Tier1資本に係る調整項目		1	
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額			
少数出資金融機関等その他Tier 1 資本調達手段の額			
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調 整項目の額に算入されるものの額			
Tier 2 資本不足額			
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他Tier 1 資本	 		
その他Tier 1 資本の額((ニ)ー(ホ)) <u>(へ)</u>			
<u>Tier1資本</u>			
<u>Tier 1 資本の額((ハ)+(へ))</u> <u>(ト)</u>			
Tier 2 資本に係る基礎項目			
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額			
<u>Tier 2 資本調達手段に係る負債の額</u>			
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額			
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に 係る基礎項目の額に含まれる額			
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額			
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額			
うち、適格引当金Tier 2 算入額			
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告 示附則第3条第2項)によりTier2資本に係る基礎 項目の額に算入されるものの額			
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)に よりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるも のの額			
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改 正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る 基礎項目の額に算入されるものの額			

<u>Tier 2 資本に係る基礎項目の額</u> <u>(チ)</u>				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本 調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
<u>Tier 2 資本</u>		.		
<u>Tier 2 資本の額((チ)ー(リ))</u> <u>(ヌ)</u>				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) <u>(ル)</u>				
リスク・アセット		-		
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
<u>中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額</u>				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
<u>オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額</u>				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	<u>%</u>		<u>%</u>	
<u>Tier1比率 ((ト) /(ヲ))</u>	<u>%</u>		<u>%</u>	
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	<u>%</u>		<u>%</u>	

調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額		
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普 通出資に係る調整項目不算入額		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係 る調整項目不算入額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金	に関する事項	
一般貸倒引当金の額		
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第 3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手 法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を 改正する件(平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号)をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される 金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること
- 8 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条 第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替え をいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額 又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載する こと。

(以下略)

(記載上の注意)

- 1 この表には、農林中央金庫法第56条第1号に規定する農林中央金庫がその保有する資産等に照らし 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基 づき算出した数値を記載すること。
- 2 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第 3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、 算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

改正	案				現	行		
別紙様式第10号(第111条第2項関係)		(日本工業規格A4)	別紙様式第10号(第111条第	第2項関係)			(FI	本工業規格A4
第1 事業概況書)	(日本工来別相召4)	第1 事業概況書			(略)	(н	个工术观相打工
年度 年 月 日から 事	工業概況書		年度	年 月 年 月	日から 日まで	事業概況書		
1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況			1・2 (略) <u>3</u> 連結自己資本比率の状	<u>況</u>				
	信用リスク・アセット算	出手法				信用リスク・アセット	、算出手法	
		(単位:百万円)					_(単位	: 百万円)
項目	当期末	前期末	項 目	前年度末	当年度末	項目	前年度末	当年度末
AH	経過措置による <u>不算入額</u>	<u>経過措置による</u> <u>不算入額</u>	<u>資</u> 本金 非累積的永久優先出			他の金融機関の資本調 達手段の意図的な保有 相当額		
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目			変及び非累積的永久 優先株			負債性資本調達手段		
普通出資に係る会員勘定の額			<u>愛儿怀</u>			及びこれに準ずるもの		
うち、資本金及び資本剰余金の額			優先出資申込証拠金			期限付劣後債務、期		
うち、利益剰余金の額			資本剰余金			限付優先出資及び期限付優先株並びにこ		
うち、社外流出予定額(△)			利益剰余金			れらに準ずるもの		
うち、上記以外に該当するものの額			合併会員持分		<u> </u>	-		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			自己優先出資		<u>=</u>	 短期劣後債務及びこ		
普通出資等Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分の 額			自己優先出資申込証拠		<u> </u>	れに準ずるもの		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条1項)により 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入さ れるものの額			その他有価証券の評価 差損	Δ	Δ	■ 連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融 業務を営む子法人等、		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正 告示附則第6条)により普通出資等Tier1資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額			為替換算調整勘定 新株 予 約 権			金融業務を営む関連法 人等の資本調達手段		
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)			連結子法人等の少数株 主持分					
普通出資等Tier1資本に係る調整項目			海外特別目的会社の 発行する優先出資証 券			非同時決済取引に係る 控除額及び信用リスク 削減手法として用いる		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額			営業権相当額		Δ	保証又はクレジット・ デリバティブの免責額 に係る控除額		
<u>うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含</u> む。) の額			連結調整勘定相当額	\triangle		<u>に係る程序級</u> 内部格付手法を採用し		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ イツに係るもの以外のものの額			企業結合等により計上 される無形固定資産相 当額		\triangle	た場合において期待損 失額が適格引当金を上 回る額の50%相当額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			のれん相当額	\triangle	\triangle]		

	 		1		I	1
繰延ヘッジ損益の額		証券化取引により増加 した自己資本に相当す △				
<u> </u>		る額				
正券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		内部格付手法を採用し		PD/LGD方式の適 用対象となる株式等エ		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって 自己資本に算入される額		た場合において期待損 失額が適格引当金を上 回る額の50%相当額		クスポージャーの期待 <u>損失額</u>		
前払年金費用の額		基本的項目(A)		- <u>基本的項目からの控除</u> 分を除く、自己資本控		
日己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを < ○ ○		償還を行う蓋然性を		- <u>除とされる証券化エク</u> スポージャー及び信用		
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の 重		有する株式等		補完機能を持つ I / O		
>数出資金融機関等の普通出資の額		その他有価証券の連結 貸借対照表計上額の合		控除項目不算入額	<u> </u>	
<u>特定項目に係る10%基準超過額</u>		計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45		<u>控 除 項 目(E)</u>		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの 額		%相当額		<u>自己資本額(D-E)</u> (F)		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング						
・ライツに係るものに限る。) に関連するものの <u>額</u>		土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		<u>資産(オン・バランス)</u> 項目		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		<u> </u>		オフ・バランス取引等 項目		
寺定項目に係る15%基準超過額				マーケット・リスク相 当額を8%で除して得		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段 のうち普通出資に該当するものに関連するものの		一般貸倒引当金		<u> </u>		
<u>額</u>		内部格付手法を採用し た場合において適格引		オペレーショナル・リ スク相当額を8%で除		
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング ・ライツに係るものに限る。) に関連するものの		当金が期待損失額を上回る額		して得た額		
<u>額</u>		負債性資本調達手段等		- <u>信用リスク・アセット</u> <u>調整額</u>		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額		<u>負債性資本調達手段</u>		オペレーショナル・リ スク相当額調整額		
で他Tier1資本不足額		期限付劣後債務、期間				
序通出資等Tier1資本に係る調整項目の額 ロ)		限付優先出資及び期 限付優先株				
普通出資等Tier 1 資本		補完的項目不算入額 △		<u>リスク・アセット等計</u> (G)		
普通出資等Tier1資本の額((イ)ー(ロ)) ハ)		補 完 的 項 目 (B)				
^ ^ との他Tier1資本に係る基礎項目		短期劣後債務		_		
その他Tier 1 資本調達手段に係る会員勘定の額		準補完的項目不算入額 △				
その他Tier 1 資本調達手段に係る会員例との額 その他Tier 1 資本調達手段に係る負債の額		準補完的項目(C)		Tier1比率(A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
-		自己資本総額(A+B		自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手 との額		+ C) (D)				
その他Tier 1 資本に係る調整後少数株主持分等の額						

証券化取引により増加 した自己資本に相当す る額	Δ				
内部格付手法を採用した場合において期待損 失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	<u> </u>	\triangle	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を 有する株式等			基本的項目からの控除 分を除く、自己資本控 除とされる証券化エク スポージャー及び信用 補完機能を持つ I / O ストリップス		
その他有価証券の連結 貸借対照表計上額の合 計額から帳簿価額の合 計額を控除した額の45 %相当額			控除項目不算入額 控除項目(E) 自己資本額(D-E) (F)	<u> </u>	
土地の再評価額と再評 価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額			資産(オン・バランス)項目オフ・バランス取引等項目マーケット・リスク相当額を8%で除して得		
一般貸倒引当金			<u>当額を8%で除して得</u> <u>た額</u>		
内部格付手法を採用し た場合において適格引 当金が期待損失額を上 回る額			オペレーショナル・リ スク相当額を8%で除 して得た額		
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 <u>負債性資本調達手段</u> 期限付劣後債務、期 限付優先出資及び期 限付優先株			信用リスク・アセット 調整額 オペレーショナル・リ スク相当額調整額		
補完的項目不算入額			<u>リスク・アセット等計</u> (G)		
補 完 的 項 目 (B)					
短 期 劣 後 債 務					
準補完的項目不算入額	<u> </u>				
準補完的項目(C)			Tier1比率(A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>自己資本総額(A+B</u> +C)(D)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的 会社等の発行する資本調達手段の額		
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金 庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調 達手段の額		
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告 示附則第3条第1項)によりその他Tier1資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額		
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本 比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正 告示附則第6条)によりその他Tier 1 資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額		
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
その他Tier1資本に係る調整項目	-	
自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額		
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額		
少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の 額		
その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額		
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調 整項目の額に算入されるものの額		
Tier 2 資本不足額		
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他Tier 1 資本	_	
<u>その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ))</u> <u>(へ)</u>		
<u>Tier1資本</u>		
<u>Tier 1 資本の額((ハ)+(へ))</u> <u>(ト)</u>		
Tier 2 資本に係る基礎項目		
Tier 2 資本調達手段に係る会員勘定の額		
Tier2資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額		

L	Ĺ	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に 係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的 会社等の発行する資本調達手段の額		
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金 庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達 手段の額		
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額		
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額		
うち、適格引当金Tier 2 算入額		
資本調達手段に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過 措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)に よりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるも のの額		
その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本 比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本 に係る基礎項目の額に算入されるものの額		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正 告示附則第6条)によりTier2資本に係る基礎項目 の額に算入されるものの額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier 2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier 2 資本調達手段の額		
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本 調達手段の額		
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額		
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額		
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額		
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier 2 資本	 	
<u>Tier 2 資本の額((チ)-(リ))</u> <u>(ヌ)</u>		
総自己資本	 	
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) <u>(ル)</u>		
1		

リスク・アセット			
資産(オン・バランス)項目			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リス ク・アセットの額			
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得 た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附 則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額			
<u>リスク・アセットの額の合計額</u> <u>(ヲ)</u>			
連結自己資本比率			
連結普通出資等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	<u>%</u>	<u>%</u>	
連結Tier1比率 ((ト) /(ヲ))	<u>%</u>	<u>%</u>	
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	<u>%</u>	<u>%</u>	
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ)) 調整項目に係る参考事項	<u>%</u>	<u>%</u>	
	<u>%</u>	<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整	<u>%</u>	<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項	<u>%</u>	<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ	<u>%</u>	<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係		<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金		<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金一般貸倒引当金の額		<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 「首中2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零と		<u>%</u>	
調整項目に係る参考事項 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普 通出資に係る調整項目不算入額 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係 る調整項目不算入額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金 一般貸倒引当金の額 一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零と する。)		<u>%</u>	

適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額		
適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		

(記載上の注意)

- 1 <u>「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第</u>4項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手 法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を 改正する件(平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号)をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上 される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される 金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(記載上の注意)

- 1 <u>この表には、農林中央金庫法第56条第2号に規定する農林中央金庫及びその子会社等がその保有する</u> 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に 係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4 項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を 記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、 算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 6 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条 第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の 組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前年度末」欄 の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)